

福知山市 指定ごみ袋 販売の手引き



令和7年（2025年）4月
福知山市

目 次

＜はじめに＞	．．．．．	P2
1 指定ごみ袋取扱店について	．．．．．	P2
2 指定ごみ袋の販売にあたっての注意事項	．．．．．	P2
3 指定ごみ袋取扱店に関する事務	．．．．．	P2-5
(1) 指定ごみ袋の発注		
(2) 指定ごみ袋の配送		
(3) 指定ごみ袋の販売		
(4) 不良品対応について		
(5) ごみ処理手数料の納付等		
(6) インボイス（適格請求書）の取扱い		
4 問い合わせ先	．．．．．	P6
＜資料＞		
福知山市指定ごみ袋本体価格表	．．．．．	P6
福知山市指定ごみ袋発注書	．．．．．	P7-8
＜要綱＞		
福知山市指定ごみ取扱店要綱	．．．．．	P9-21

＜はじめに＞

福知山市は、家庭ごみの減量を目的に、指定ごみ袋によるステーション収集を実施しています。現在、指定ごみ袋は卸売業者様から取扱店様へ配送され、取扱店様を通じて市民の皆様へ流通しております。

今般、指定ごみ袋の流通方式変更に伴い、令和８年４月からは「福知山市指定ごみ袋取扱店要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取扱店を指定させていただきます。

お手数をお掛けしますが、この手引きに従って、指定ごみ袋の確実かつ正確な取り扱いをよろしくお願いいたします。

１．指定ごみ袋取扱店について

（１）指定ごみ袋取扱店とは

福知山市指定ごみ袋流通管理業務受託者（以下、「流通管理業務受託者」という）より地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）に規定するごみ処理手数料徴収事務の委託を受けた小売店をいう。

※流通管理業務受託者とは指定ごみ袋を保管施設で在庫管理するとともに、本市が指定する配送先からの注文を受け付け、配送する業務及びこれらに付随する業務を本市に代わり円滑に行う業者です。

なお、流通管理業務受託者は令和７年度中に決定予定であり、別途ご案内いたします。

（２）主な業務

- ①指定ごみ袋の管理・保管事務
- ②指定ごみ袋の交付事務
- ③ごみ処理手数料の徴収事務

２．指定ごみ袋の販売にあたっての注意事項

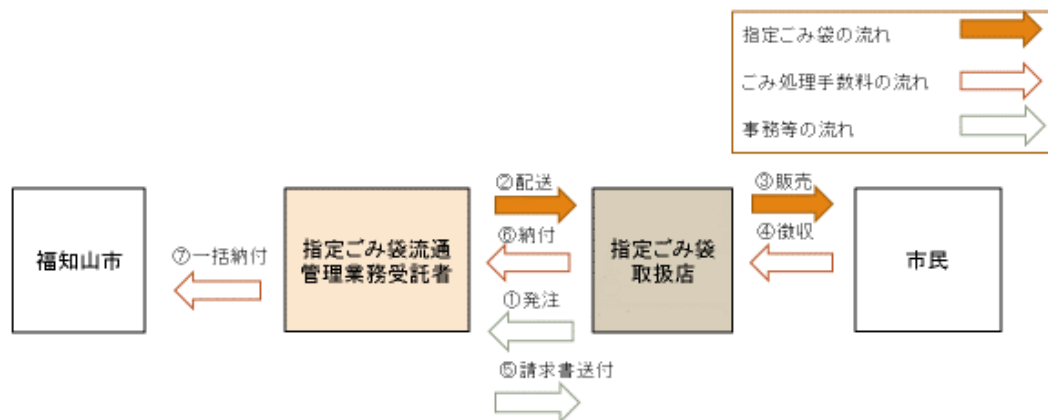
（１）指定ごみ袋の販売は、決められた金額で販売し、景品等として取扱ってはなりません。（※目的外使用は取扱店の指定取り消し対象となります）

（２）指定ごみ袋の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損、紛失及び盗難等した場合にあっては、指定ごみ袋の交換及びごみ処理手数料の返納には応じられません。

（３）インボイス制度により、取扱店は、指定ごみ袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要があります。

（４）印紙税法第５条第３号の定めにより、地方公共団体の公金の取扱いをする取扱店は金額にかかわらず、指定ごみ袋等に係る領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

３．指定ごみ袋取扱店に関する事務



(1) 指定ごみ袋の発注

①発注方法

- ・ P 7 「福知山市指定ごみ袋発注書」 (第 7 号様式/参考様式) に必要事項を記入し、流通管理業務受託者に対して電話・FAXまたはメールにて発注してください。

②発注単位

- ・ 発注の最小単位は 1 箱 (50 組入り) です。

③発注受付日

- ・ 電話での発注は原則として国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く月曜日から金曜日までとする。

※年末年始・お盆等の対応は別途案内することとする。

④発注受付時間

- ・ 午前 9 時から午後 5 時までです。

※FAX・メールでの発注は、年中無休で受け付けます。

(2) 指定ごみ袋の配送

- ・ 毎週火曜日を発注締め日、発注締め後翌 3 営業日を目途に配送します。ただし年末年始、休日を除きます。
- ・ 流通管理業務受託者から指定ごみ袋を受領する際は、外箱等納品された指定ごみ袋の状態を確認の上、受領書に受領印を押印または受領サインをし、流通管理業務受託者へ返却すること。

(3) 指定ごみ袋の販売

- ・指定ごみ袋の市民の皆様への販売単位は、全種類1組（10枚入り）です。
- ・「2. 指定ごみ袋の販売にあたっての注意事項」を遵守してください。
- ・指定ごみ袋の販売価格は税込です。詳しくはP6「本体価格表」をご覧ください。

(4) 不良品対応について

市民の方から、指定ごみ袋の不良品等の持ち込みがあった場合は、その不良箇所を確認し、新品と交換をお願いします。

- ・交換の際はできる限り、組単位での回収をお願いします。
- ・購入したことを証明するレシート等の提示を求める必要はありません。他の取扱店で購入したものでも交換をお願いします。
- ・交換した指定ごみ袋については流通管理業務受託者で補填しますので、補填までの間適正に保管をお願いします。なお、補填分は通常の発注時に一緒に発注してください。次回納品時に補填分も合わせて納品いたします。
- ・取扱店で納品後及び販売前に不良品等に気付いた場合は、交換しますので、流通管理業務受託者までご連絡をお願いします。

(5) ごみ処理手数料の納付等

①ごみ処理手数料とは

指定ごみ袋の価格は、条例で定めるごみを処理するための手数料です。この手数料のことをごみ処理手数料としています。また指定ごみ袋の販売は、商品の売買ではありません。指定ごみ袋を市民に代金と引き換えに交付する行為は、ごみ処理手数料の徴収にあたります。本手引きではこの徴収を便宜上『販売』としています。

②取扱店手数料

取扱店手数料が取扱店の手数料となります。詳しくはP6「本体価格表」をご覧ください。なお、取扱店手数料は課税売上として計上する必要がありますのでご注意ください。

③納付金額について

ごみ処理手数料の納付は、指定ごみ袋の発注実績に基づき、納付していただく「買取方式」となります。ただし、納付金額は販売価格から取扱店手数料を、差引いた金額となります（相殺処理）。

④納付方法について

口座振込で納付していただきます。

口座振込詳細

- ・ 流通管理業務受託者から、翌月 10 日を目途に請求書を送付します。
※月末締めにて集計し、請求書を作成いたします。
- ・ 納付は翌月 25 日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日）を目途に流通管理業務受託者指定の口座へ振込みをお願いします。
※納付期日につきましては、確定次第別途ご案内いたします。
- ・ 振込手数料は取扱店の負担にてお願いします。
※過剰入金等の返金にかかる振込手数料についても、取扱店のご負担となります。
- ・ 請求月の月末までに納付が確認できなかった場合は、指定ごみ袋の配送を一時停止させていただく場合があります。納付の確認が取れ次第、配送を再開します。

(6) インボイス（適格請求書）の取扱い

①福知山市から取扱店へのインボイスの交付について

- ・ 流通管理業務受託者が本市に代わりインボイスを交付します。インボイス制度で規定されている代理交付に当たるため、流通管理業務受託者から交付されても、インボイスに記載される適格請求書発行事業者名は福知山市です。
- ・ 納品があった取扱店には一律交付いたしますので、インボイスの交付の希望についてお申し出いただく必要はありません。
- ・ 請求の都度インボイスを交付しますので、翌月の請求書送付時にインボイスを交付します。
- ・ 福知山市からのインボイスに記載する金額は、税務署からの指示に基づき、取扱店手数料を差引く前の金額（指定ごみ袋の価格）で記載します。そのため、市民へ指定ごみ袋を販売して生じた消費税額と相殺することとなります。

②取扱店から市民（指定ごみ袋購入者）へのインボイスの交付について

- ・ 適格請求書発行事業者でない取扱店については、購入者に対してインボイスを交付できませんのでご注意ください。

4. 問い合わせ先

- ・指定ごみ袋の発注、ごみ処理手数料の納付などについて

福知山市指定ごみ袋流通管理業務受託者

〒

電話：

F A X：

- ・取扱店の申請、変更届・廃止届等について

福知山市市民生活部生活環境課

〒620-0913 福知山市字牧 285 番地

電 話：0773-22-1827 F A X：0773-22-4881

＜資料＞本体価格表

種別	サイズ	容量(ℓ)	本体価格(箱/税込)	取扱店手数料(税込)	納付金額(箱/税込) (取扱店仕入価格)
燃やすごみ	大	45	22,000	1,100	20,900
	中	30	16,500	1,100	15,400
	小	20	8,250	1,100	7,150
燃やさないごみ	大	45	22,000	1,100	20,900
	中	30	16,500	1,100	15,400
	小	20	8,250	1,100	7,150
容器包装プラスチック	大	45	16,500	1,100	15,400
	中	30	11,000	1,100	9,900
	小	20	5,500	1,100	4,400

※取扱店発注単位(1箱/50組)の金額を記載しております。

様

発 注 者
住 所
名称・代表者

福知山市指定ごみ袋発注書

下記のとおり発注します。

1 発注数量

種別	サイズ	容量(ℓ)	発注数(箱)	金額(円/税込/箱)	合計金額(円/税込)
燃やすごみ	大	45		22,000	
	中	30		16,500	
	小	20		8,250	
燃やさないごみ	大	45		22,000	
	中	30		16,500	
	小	20		8,250	
容器包装プラスチック	大	45		16,500	
	中	30		11,000	
	小	20		5,500	
備考欄					

2 不良品交換

不良品交換分	種別	サイズ	数量(組)
	燃やすごみ	大	
		中	
		小	
	燃やさないごみ	大	
		中	
		小	
	容器包装プラスチック	大	
		中	
		小	
備考欄			

【参考】各種発注単位ごとの重量及び寸法

種別・サイズ		梱包箱重量・寸法			
種別	サイズ	重量	縦	横	奥行
燃やすごみ	大	約15kg	約22cm	約27cm	約45cm
	中	約10kg	約22cm	約20cm	約40cm
	小	約7.5kg	約19cm	約20cm	約35cm
燃やさないごみ	大	約15kg	約22cm	約27cm	約45cm
	中	約10kg	約22cm	約20cm	約40cm
	小	約7.5kg	約19cm	約20cm	約35cm
容器包装プラスチック	大	約15kg	約22cm	約27cm	約45cm
	中	約10kg	約22cm	約20cm	約40cm
	小	約7.5kg	約19cm	約20cm	約35cm

(目的)

第 1 条 この要綱は、福知山市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において取扱店とは、福知山市指定ごみ袋流通管理業務受託者より地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）に基づきごみ処理手数料徴収事務の委託を受けた小売店をいう。

(取扱店の事務)

第 3 条 取扱店は、ごみ処理手数料と引換えに指定ごみ袋の交付を行い、福知山市指定ごみ袋流通管理業務受託者指定の金融機関口座に取扱店手数料を差し引いた金額を払い込むものとする。

(取扱店の資格要件)

第 4 条 取扱店は以下に掲げるすべての要件を備えているものとする。

- (1) 日用雑貨等の販売業務を営んでいること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 法人については、法人市民税その他市税を滞納していないこと。個人については、市民税その他市税を滞納していないこと。
- (3) ごみ処理手数料徴収の適正な事務処理及び指定ごみ袋の厳正な管理ができること。
- (4) 福知山市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 7 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

(取扱店の申請)

第 5 条 取扱店の指定を受けようとするものは、福知山市指定ごみ袋取扱店申請書（第 1 号様式または第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第 6 条 市長は前条の規定により申請があったときは、速やかに取扱店の指定の可否を決定し、指定可の決定を行った際には福知山市指定ごみ袋取扱店決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次に掲げる事務を適正に行わなければならない。

- (1) 指定ごみ袋の管理・保管事務
- (2) 指定ごみ袋の交付事務
- (3) ごみ処理手数料の徴収事務

(変更等の届出)

第8条 取扱店は、指定を受けた内容に変更が生じたときは、福知山市指定ごみ袋取扱店申請内容変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の廃止)

第9条 取扱店は指定ごみ袋の交付及びごみ処理手数料の徴収業務を廃止しようとするときは、速やかに福知山市指定ごみ袋取扱店廃止届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の取消)

第10条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店の指定を取消し、福知山市指定ごみ袋取扱店取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

令和 年 月 日

福知山市長 様

申 出 者
住 所
名称・代表者

福知山市指定ごみ袋取扱店申請書（本部契約用）

福知山市指定ごみ袋取扱店要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請者情報等

申請者	名称	
	住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署名	
	担当者名	
	連絡先(メール)	
	連絡先(TEL)	
	連絡先(FAX)	
取扱店舗	主な業務	
	営業時間	

	休業日	
	取扱店舗一覧	別紙様式第 1 号 - A のとおり
配送詳細	配送先情報 (□のいずれかに ✓をお願いします。)	☐ 配送センターに配送 (下記配送先住所等を記載してください。)
		〒
		TEL: FAX: 担当者名:
		☐ 各店舗に配送

2 添付書類

- ・直近の貸借対照表等の写し

※個人の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）等の写し

- ・市町村の発行する納税証明書

「市税等の滞納がないこと」の証明書

- ・税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

「消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと」の証明書

※証明書については、発行後 3 か月以内の原本（正本 1 部、コピー不可。）とします。

※提出された書類は返却しません。

様式第 1 号－A

番号	店 舗 名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

福知山市長 様

申 出 者
住 所
名称・代表者

福知山市指定ごみ袋取扱店申請書（個別契約用）

福知山市指定ごみ袋取扱店要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請者情報等

申請者	名称	
	住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署名	
	担当者名	
	連絡先(メール)	
	連絡先(TEL)	
取扱店舗	連絡先(FAX)	
	店舗名称	
	店舗住所	〒

	(配送先)	
		TEL: FAX: 担当者名:
	主な業務	
	営業時間	
	休業日	

2 添付書類

- ・直近の貸借対照表等の写し

※個人の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）等の写し

- ・市町村の発行する納税証明書

「市税等の滞納がないこと」の証明書

- ・税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

「消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと」の証明書

※証明書については、発行後3か月以内の原本（正本1部、コピー不可。）とします。

※提出された書類は返却しません。

令和 年 月 日

様

福知山市長

(公印省略)

福知山市指定ごみ袋取扱店決定通知書

令和 年 月 日付けの福知山市指定ごみ袋取扱店申請書の提出を受け、下記のとおり福知山市指定ごみ袋取扱店として指定しましたので、通知します。

記

- 1 指定を受ける者の名称
- 2 指定を受ける者の住所又は事務所の所在地
- 3 指定をした日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

福知山市長 様

申 出 者
住 所
名称・代表者

福知山市指定ごみ袋取扱店申請内容変更届

福知山市指定ごみ袋取扱店要綱第 10 条の規定により、下記のとおり届出をします。
(変更のある項目のみ記入)

申請者	名称	
	住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署名	
	担当者名	
	連絡先(メール)	
	連絡先(TEL)	
取扱店舗	連絡先(FAX)	
	店舗名称	
	店舗住所	〒

	(配送先)	
		TEL: FAX : 担当者名 :
	主な業務	
	営業時間	
	休業日	

令和 年 月 日

福知山市長 様

申 出 者
住 所
名称・代表者

福知山市指定ごみ袋取扱店廃止届

福知山市指定ごみ袋取扱店要綱第 11 条の規定により、下記のとおり届出をします。

申請者	名称	
	住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署名	
	担当者名	
	連絡先(メール)	
	連絡先(TEL)	
	連絡先(FAX)	
取扱店舗	店舗名称	
	店舗住所	〒
	(配送先)	

		TEL:	FAX :	担当者名 :
	主な業務			
	営業時間			
	休業日			

令和 年 月 日

様

福知山市長 大橋 一夫

(公印省略)

福知山市指定ごみ袋取扱店取消通知書

令和 年 月 日付けで、下記のとおり福知山市指定ごみ袋取扱店の取消しを決定しましたので、通知します。

記

- 1 取消しを受ける者の名称
- 2 取消しを受ける者の住所又は事務所の所在地
- 3 取消しをした日
令和 年 月 日
- 4 取消事由